

関係者各位

緊急事態宣言発令に伴う安全センターの対応について (3月1日修正)

当センターの事業推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当センターでは、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令を受け、下記のとおり業務を行うことといたします。

なお、緊急事態宣言発令区域の一部解除に伴い、3月2日より対象を東京の本部事務所のみといたしました。

つきましては、お電話によるご連絡や、郵送物の取扱い、各種手続き、ご相談、お問合せ等にご不便をおかけすることがあるかと存じます。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 実施内容

- (1) 在宅勤務の実施により必要最小限度の人員体制による勤務
- (2) 営業時間の短縮＝午前10時～午後4時

2 対象事務所

東京の本部事務所のみ対象とします。

3 実施期間

3月2日(火)より緊急事態宣言が解除されるまで実施します。

なお、状況により早期再開もしくは延長の対応を取ることがあります。

※ 営業時間外のご連絡につきましては、当安全センターホームページ内にあります「お問い合わせ先一覧」に掲載のアドレス宛にメールにてお送りいただきますようお願いいたします。

ご参考 : お問い合わせ先一覧のURL <http://www.fesc.or.jp/09/index2.html>

以上

令和3年3月1日

一般財団法人日本消防設備安全センター